

①第22条についての回答案

議会は二元代表性の一翼として、行政機関を監視してチェックします。住民の皆さんの意見要望を具体的に提案します。これが基本です。それを踏まえ、第1条に規定している目的が達成されているのかを常に検証し、必要に応じて条例の見直しを行うことを規定していましたが、いただいた意見を踏まえ、第1条に規定している目的に沿っているのかどうかを、一般選挙を経た任期開始から4年を超えない期間ごとに検証し、必要な措置を講じることを条文に明記しました。ながら、議員・会派から提案があれば必要性を協議して、改定していきます。あえていつ改正するという時期を明記していません。また、この条例は、最高規範性は持たないものの基本条例であり、たびたび改正するものではないと考えています。